

有料職業紹介手数料表

2023年9月1日現在

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	無料
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス【人材紹介サービス】	成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就業後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50%</u> （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50%</u> 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ※上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言のサービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50%</u> 手数料負担者は求人者とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。
また、手数料は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

◇返戻金制度について

当社の職業紹介により入社した求職者について、入社日から6か月以内に自己都合による退職または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に（紹介手数料支払者）に返還する制度です。

1カ月未満で退職した場合	手数料の80%
3カ月未満で退職した場合	手数料の50%
6カ月未満で退職した場合	手数料の20%

※別途、契約書や覚書等により取り決めがある場合は、その内容を優先します。

また、以下に該当する場合は、上記の返戻金制度の例外となります。

- ・紹介予定派遣の場合
- ・派遣先で就業中の派遣労働者を求職者として職業紹介した場合

許可番号 23-ユ-300207

事業所の名称：株式会社ハーモネット

事業所の所在地：名古屋市中区栄一丁目23番16号

カーサビアンカ伏見2A